

生徒心得

この心得は、将来、「自分らしく」生きていく力を身に付けるとともに、「社会に受け入れられる自分とは何か」を考えられるよう、すべての白老東高等学校生徒（以下 白東生という）が、本校で生活を送る上で心がけてほしい基本的なことを示したものです。

- 白東生は、本校での学びに向き合う時、「自分のよさは何か」「自分は何に興味・関心を持っているのか」など、常に自分の内面を見つめ、「何をすべきなのか」「何がしたいのか」自分なりの目標・見通しや課題意識を持つよう心がけてください。
- 白東生は、他者を見るとき、「生き方や在り方を探している、そして社会にとって大切な一人である」との目を持ち、他者への気遣いと思いやりをもって良好な関係をつくってください。
- 白東生は、他者の協力を得ながら、目標達成や課題解決に向けて行動の選択・決断をし、「すべきことをやった」「やりたいことができた」と思えるよう歩みを進めてください。

1 基本的生活習慣

集中して授業が受けられるよう、日頃から身の回りの整理・整頓や美化に努めるとともに、日常生活のリズムを整えてください。

- (1) 約束した（決められた）期日や時間は守ってください。

※守れない場合、事前に約束した相手に事情や理由とともに明確に伝えてください。

- (2) 日頃から、校舎内の美化・環境の維持に努めてください。また、校舎内の設備、教具、教材（特に借りたもの）は大切に取扱ってください。

※放課後や土・日曜日、祝日、長期休業中の教室等の使用、設備等の破損については、教室管理者や顧問の指示に従ってください。

※使用後は清掃、窓の施錠、消灯、電化製品や火気等の後始末を徹底してください。

2 状況に応じた礼節

「礼節は、心を形にしたものである」ことを踏まえ、日頃から相手を尊重する・思いやる・気遣う心を持つことで、良好な人間関係づくりができるよう自身の内面の充足に努めてください。また、常に自身の礼節を振り返ることをとおして「社会人として受け入れられる礼節」を身に付けてください。

- (1) 相手や場面に応じた適切な挨拶を考えて実践しましょう。
- (2) 相手に不快を与えないよう、相手の立場や場面を考えた適切な言葉遣いを心がけてください。
- (3) 学校の活動下では、制服を着用してください。

※学校が「正装」又は「学校指定ジャージも可」「その他服装も可」とした場合は、その限りではありません。

(4) 学校の活動下では、清潔感のある身だしなみを実践しましょう。

※事故につながるおそれがあることから、装飾品（ピアス、指輪、ネックレス）は必ずはずしてください。

※儀式的行事や対外活動では、清楚な身だしなみについても実践しましょう。

(5) 生徒の往来がある場所（廊下や生徒ホール）での、歩きながらの携帯電話使用や通話行為は控えてください。

3 社会的規範の遵守

社会には一人一人が安心・安全に暮らしていけるようたくさんのルール（法、条例、地域での取り決め）などがあります。ルールを知り、ルールを守り、自分なりの幸せを追求していこうとする姿勢は、社会人として最も大切なこと。白東生一人一人が、安心・安全な高校生活を送れるよう、ルールを知ろうとする姿勢、ルールを守ろうとする姿勢を身に付けてください。

なお、非行や不良行為の発見やルールを守ろうとしない姿勢（行為）が続く場合、将来の自身の在り方・生き方を考え、学校生活がよりよく有意義なものとなるよう、支援をする前に厳しい指導（特別な指導）をすることがあります。また、被害者が警察等に相談するような犯罪（違法行為）が疑われる行為については、警察等と連携した対応をします。

(1) 非行（犯罪やぐ犯行為）をしてはなりません。

(2) 不良行為（補導の対象となる行為）をしてはなりません。

※少年警察活動規則により、20歳未満の飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自分や他人の徳性を害する行為は補導の対象となります。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（いわゆる風営法）や、北海道青少年健全育成条例により、青少年の立ち入りが制限されている場所に立ち入ってはなりません。これには、パチンコ店、麻雀荘等の遊興施設が含まれます。

※酒類の提供を主とする飲食店等に、保護者同伴なしに立ち入ってはなりません。

※外出するときは、その目的、行き先、帰宅する予定時刻等を保護者に告げ、夜間外出する場合は午後9時までには帰宅するようにしてください。

※友人宅での外泊は、双方の保護者の許可を得た上で行ってください。

(3) インターネットやSNSの利用はルールやマナーを知り、トラブルの被害者・加害者にならないよう気をつけてください。

※SNS等で被害を受けたり（嫌な思いをしたり）、見たり聞いたりした場合、スクリーンショットを撮るとともに、必ず届け出てください。

- (4) 自転車通学をする場合、交通安全を意識し、事故の被害者にならないためだけでなく、加害者にならないよう交通法規を守り、適切な交通マナーを心がけましょう。
- ※自転車の運転についても、道路交通法違反の罰則が適用されます。
 - ※自転車通学を希望する場合、自転車通学許可願を提出し、校長の許可を得てください。
 - ※通学許可範囲は、社台～萩野間とします。
 - ※許可を得た場合、シールを購入し、自転車に貼ってください。
 - ※自転車通学許可期間は、春休みから11月末までとしますが、気候等により期間を変更することがあります。
 - ※専門店での自転車点検やヘルメットの着用、自転車保険の加入を推奨します。
- (5) 原動機付自転車及び自動二輪車の運転免許取得及び運転は禁止します。
- (6) 自動車の運転は、卒業まで禁止します。
- ※運転免許を取得のための自動車学校入校については、本校が主催する運転免許取得説明会への保護者の参加、または保護者来校の上、本校教員の説明を受けた後、取得願を提出し、校長の許可を得てからとなります。
- (7) アルバイトを希望する生徒は、アルバイト届を提出し、校長の承認を得てください。
- ※生徒がアルバイトを行う場合は、学業、健康および安全に十分配慮できているか、保護者と確認した上で行ってください。
 - ※風営法や、北海道青少年健全育成条例により、青少年の就労が制限されている業種でのアルバイトについては、生徒の安全確保および健全な成長の観点から、学校として認めません。これには、パチンコ店などの遊興施設、酒類の提供を主とする飲食店等が含まれます。
 - ※1年生は、学校生活への適応が優先であると考えため、夏休みの初日までアルバイトをすることができません。
- #### 4 生徒心得の改正について
- (1) 生徒心得の改正は、生徒総会（代議員会）での審議・決定及び学校運営協議会の意見を踏まえ、職員会議の審議を経て校長が行うものとします。
- (2) 改正案の提案は、生徒会役員または生徒個人からも行うことができます。
- ※生徒個人による提案は、まず所属クラスにおいて話し合いを行ってください。
 - ※クラスでの合意形成（過半数の賛成等）ができた場合は、クラス代表を通じて生徒会役員会に提出してください。
 - ※改正案はすべて書面にて、生徒会顧問をとおして生徒支援部長に提出してください。
- (3) 改正案は、生徒会総会（または、代議員会）にて審議・決定されます。